

農作物を鳥獣被害から守りたい

イノシシやシカなどの鳥獣被害から農地をまもるため、次のような事業を実施しています。

鳥獣被害防止総合対策交付金

1 事業内容	近年増加している鳥獣被害を防止するために、捕獲活動経費や罠などの捕獲機材の導入経費、研修の経費、侵入防止柵の整備、捕獲した鳥獣の処理施設の整備などに対して交付金を交付する。
2 採択要件	・鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村が策定した鳥獣被害防止計画に沿って被害防止に取り組む地域協議会等が事業計画等を申請し活動を行うこと。

お問い合わせ先・相談窓口

- ・宮城県農政部農山漁村なりわい課中山間振興班 e-mail : nariwai-ch@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 10 階 電話 : 022-211-2874
- ・各地方振興事務所 農業振興部